

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための 給付金の支給に関する法律案 概要

一 趣旨

この法律は、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等が、継続して行われる必要がある医療及び介護、保育その他の福祉サービスの提供等に係る業務において、新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延防止のための措置を講じつつ新型コロナウイルス感染症にかかった場合にその症状が重度となるおそれが高い患者、高齢者等と接触すること等により、身体的及び心理的負担を受ける中、強い使命感を持って当該業務に従事していること等に鑑み、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金（以下「慰労金」という。）を支給するため必要な事項を定めるものとする。

二 定義

① 対象期間

令和3年2月1日から9月30日までの期間

② 特定医療機関等

感染症指定医療機関その他の新型コロナウイルス感染症の患者の医療を担当する施設又は新型コロナウイルス感染症に係る検体の採取等を行う施設

③ 一般医療機関等

保険医療機関（特定医療機関等に該当するものを除く。）及び助産所

④ 医療機関等

特定医療機関等及び一般医療機関等

⑤ 介護・障害福祉サービス事業所等

介護サービスを提供する事業所、障害福祉サービスを提供する事業所等

⑥ 子ども・子育て支援施設等

保育所（認定こども園、小規模保育等を含む。）、認可外保育施設、学童保育、児童養護施設（乳児院等を含む。）、幼稚園、幼稚園類似施設等

三 医療従事者等・密接関連業務従事者に対する慰労金

- 1 対象期間に、下記の表に掲げる医療機関等において、患者等と接する業務に10日以上従事した医療従事者等に対して、下記の表のとおり慰労金を支給

	対象期間に新型コロナウイルス感染症の患者に診療等を行った医療機関等の医療従事者等		対象期間に新型コロナウイルス感染症の患者に診療等を行わなかった医療機関等の医療従事者等
	診療等を行った日以後に勤務した医療従事者等	診療等を行った日前にのみ勤務した医療従事者等	
特定医療機関等に勤務した医療従事者等	20万円	10万円（※）	10万円（※）
一般医療機関等に勤務した医療従事者等	20万円	5万円（※）	5万円（※）

- 2 対象期間に、宿泊療養・自宅療養を行う新型コロナウイルス感染症の患者と接する業務に10日以上従事した医療従事者等に対して、慰労金として20万円を支給

- 3 対象期間に、医療機関等において、医薬品、医療機器等の卸売販売に係る業務等の医療の提供に密接に関連する業務に10日以上従事した者（※）に対して、慰労金として5万円を支給

（※）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金又は第204回国会衆法第1号の慰労金の支給を受ける者は支給対象外

四 救急救命士及び救急隊員に対する慰労金

対象期間に、救急救命処置又は傷病者の搬送の業務に10日以上従事した救急救命士及び救急隊員に対して、慰労金として20万円を支給

五 保険薬局の薬剤師に対する慰労金

対象期間に、保険薬局を利用する者と接する業務に10日以上従事した保険薬局の薬剤師(※)に対して、慰労金として5万円を支給

(※) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金又は第204回国会衆法第1号の慰労金の支給を受ける者は支給対象外

六 介護・障害福祉サービス事業所等の職員に対する慰労金

対象期間に、利用者と接する業務に10日以上従事した介護・障害福祉サービス事業所等の職員に対して、下記のとおり慰労金を支給

① 対象期間に利用者に新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者が発生した介護・障害福祉サービス事業所等の職員

(1) 発生した日以後に利用者と接する業務に従事した職員 20万円

(2) 発生した日以前にのみ利用者と接する業務に従事した職員 5万円(※)

② ①以外の介護・障害福祉サービス事業所等の職員 5万円(※)

(※) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金又は第204回国会衆法第1号の慰労金の支給を受ける者は支給対象外

七 子ども・子育て支援施設等の業務従事者に対する慰労金

対象期間に、子ども等と接する業務に10日以上従事した子ども・子育て支援施設等の業務従事者に対して、下記のとおり慰労金を支給

① 対象期間に子ども等に新型コロナウイルス感染症の患者又は濃厚接触者が発生した子ども・子育て支援施設等の業務従事者

(1) 発生した日以後に子ども等と接する業務に従事した業務従事者 20万円

(2) 発生した日以前にのみ子ども等と接する業務に従事した業務従事者 5万円(※)

② ①以外の子ども・子育て支援施設等の業務従事者 5万円(※)

(※) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の慰労金又は第204回国会衆法第1号の慰労金の支給を受ける者は支給対象外

八 慰労金の支給に係る特例

政府は、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等のほか、対象期間の直前の期間と対象期間とを通じた期間内にこの法律による慰労金の支給対象となる業務に10日以上従事した者に対して慰労金を支給するために必要な措置を講ずるものとする。

九 その他の規定

支給手続等についての周知等、不正利得の徴収、譲渡等の禁止、公課の禁止等の規定を設けること。

十 施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 検討規定

① 慰労金をより迅速に支給するため、慰労金の支払の事務を医療機関等に委託し、当該事務を行うために医療機関等に対して迅速に資金を融通する方法その他の方法についての検討

② 対象期間に患者等、介護・障害福祉サービス事業所等の利用者等と接する業務に従事する者で慰労金の支給を受けることができないものに対する慰労金の支給についての検討

③ 今後の新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延の状況を勘案した再度の慰労金の支給についての検討